

児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十五号

児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例（平成十八年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

児童福祉法等に基づく過料に関する条例

第一条中「並びに」を「、」に改め、「第百十五条第一項及び第二項」の下に「並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病患者医療法」という。）第四十七条」を加える。

第二条第一項中「児童福祉法」の下に「第十九条の六第二項の規定による医療受給者証又は」を加え、同条第二項中「第五十七条の三第二項」を「第五十七条の三第二項又は第三項」に、「同項」を「同条第二項又は第三項」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（難病患者医療法に基づく過料）

第四条 難病患者医療法第十一条第二項の規定による医療受給者証の返還を求められてこれに応じない者は、十万円以下の過料に処する。

2 正当な理由なしに、難病患者医療法第三十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。